

平成21年度税制改正

景気浮揚ねらう 1兆円減税

法人税率の引下げなど4月1日施行

税理士 川中 清司

日専連名誉講師

富山短期大学名誉教授

平成二一年度の税制改正関連法が成立し、国、地方を合わせて一兆八〇〇億円が減税されることになった。

減税法案は三月二十七日、参議院本会議で野党の反対多数で否決された後、両院協議会を経て衆議院で再可決され成立。三十一日に公布、四月一日から施行された。

住宅ローン減税は、最大六〇〇万円まで拡充するなど一七七〇

税制改正のポイント

企業	○中小企業の法人税の軽減 →税率を現行の22%から18%に(2年間) →欠損金の「繰戻し還付」 ○省エネ設備投資を優遇 →取得価格を全額即時償却
生活	○長期優良住宅の住宅ローン減税 →最大600万円 ○低公害の自動車購入時に、重量税・取得税を軽減
投資	○株式売却時の譲渡益や配当への軽減税率を平成23年まで延長

中小法人税制

■軽減税率の引下げ
中小法人等の法人税率を、二年間に限って現行の二二%から一

億円。法人税の中小企業向け軽減税率の引き下げ、欠損金の繰戻し還付で二二二〇億円。自動車重量税の軽減で一〇二〇億円(いずれも平年度の減税見込み額)。このほか株式売却時の譲渡益、配当への軽減税率の延長などがある。

一方で、改正法の付則に、経済状況の好転を条件に平成二三年度から消費税増税を可能とする文言も明記した。

八%に引き下げる。所得金額のうち年八〇〇万円以下の金額に対する法人税率は二二%の軽減税率が適用されているが、平成二一年四月一日から、平成二三年三月三十一日までの間に終了する事業年度については、さらに一八%に引き下げる。

■欠損金の繰戻し還付

今の年度で欠損金額が出た場合に、前期が黒字で納めた法人税の一部について「繰戻し還付」を受けることができる。

この制度自体は以前からあったもので、一定の法人を除き、取り

引き下げられる税率

対象	現行制度の税率		平成21年4月1日から平成23年3月31日
	中小企業 (資本金1億円以下)	年所得800万円超の部分	30%
年所得800万円以下の部分		22%	18%

注：協同組合等は、年所得800万円以下の部分は、現行22%から18%に引下げられる。連結親法人の場合の税率は、年所得800万円以下の部分は19%（現行23%）となる。

●具体例

・前期の所得 600万円 ・当期の欠損金 △500万円
・納めた法人税 132万円 ・繰戻し還付 110万円

〈算式〉

還付金額 = 前事業年度の法人税額 × $\frac{\text{当事業年度の欠損金額} (\times)}{\text{前事業年度の所得金額}}$

(※前事業年度の所得金額が限度)

110万円 = 132万円 × $\frac{500 \text{万円}}{600 \text{万円}}$

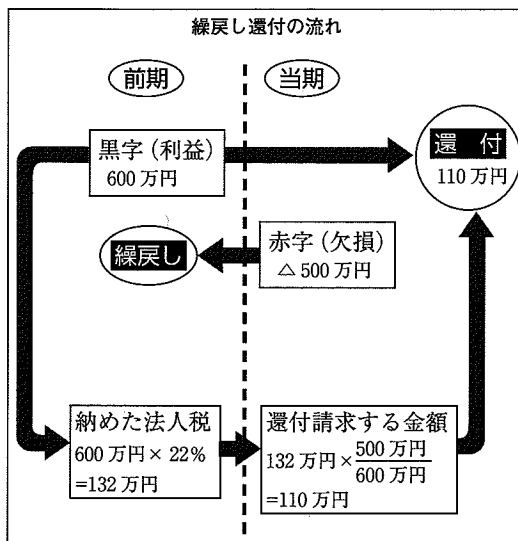
扱いが凍結されていた。平成四年四月一日から、平成二二年三月三十一日までの間に終了する事業年度で、欠損金の「繰戻し還付」を適用することはできなかった。今回の改正で中小法人に限り適用できるようになった。

対象となる中小法人等は、青色申告法人に限られ、協同組合等も含まれる。平成二一年二月一日以

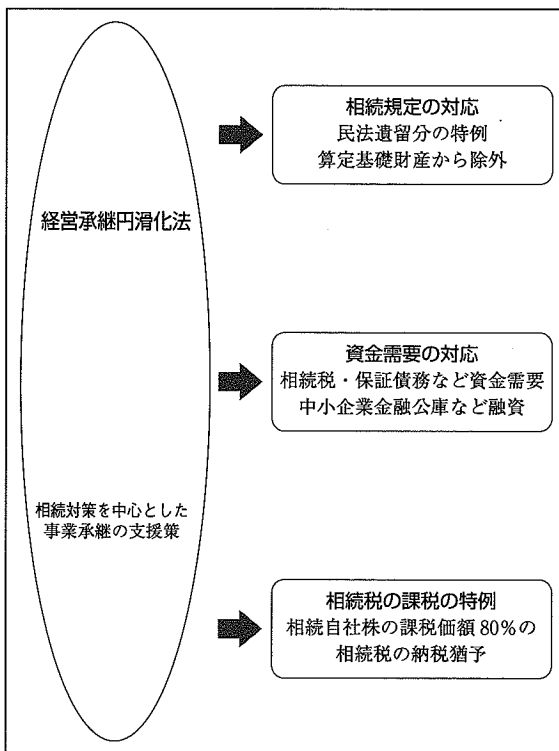
■ **相続税の納税猶予の確定**
 今回の改正で、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度が確定した。平成二〇年五月に「経営承継円滑化法」(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)が成立し、相続を中心とした事業承継の支援策が打ち出された。今回はその三つの支援策の柱となる「相続税の特例」を具体化したもの。

事業承継税制

後に終了する、各事業年度で生じた欠損金額について適用される。



経営承継円滑化法の内容



※『専門店』2008年10月号「中小企業の経営承継円滑化法のあらし」川中清著

後継者が、先代の経営者だった被相続人から、その会社の株式等を取得して会社を運営する場合、その後継者の相続税のうち、相続等によって取得した議決権株式等の課税価格の八〇%に対応する相続税の納税が猶予される。

この納税猶予制度を利用する場合は、経済産業大臣から「確認」や「認定」などを受け、

■ **土地等の長期譲渡所得の**
 一〇〇〇万円特別控除
 法人または個人が、平成二一年から平成二二年中に取得した国内

取得した土地等を所有期間五年を超えて売却して得た利益から、一〇〇〇万円を特別控除するほか、先行取得した土地の売却益の課税を繰り延べる。この改正で景気回復のために土地需要を呼び起こすのがねらい。

土地税制

ることが条件とされている。

●具体例

平成21年中に土地を5,000万円で購入。
 平成27年1月1日以降にその土地を6,000万円で売却。

・譲渡収入	6,000万円
・取得費	△5,000万円
・譲渡益	1,000万円
・特別控除	△1,000万円
・譲渡所得	0円

にある土地等を、所有期間が五年を超えた後に譲渡した場合には、譲渡益から一〇〇〇万円が控除される。

■土地等を先行取得した場合の課税繰延

先行取得した土地の価額を「圧縮記帳」することによって、減額相当額の課税が繰り延べられる。

平成二一年から平成二二年中に取得した土地等を、一〇年以内に譲渡したときに、先行して取得した土地等について、譲渡益の八〇%相当額(平成二二年取得分については六〇%)を限度として、圧縮記帳ができる。

●具体例

1. 法人（3月決算）が平成21年8月中に土地Aを30億円で購入した。
2. 平成23年3月期から平成32年3月期までの間に、土地Bを60億円で売却し、この簿価は40億円だった。
3. 所得計算
ア 譲渡対価 60億円（土地Bの売価） エ 圧縮損 △16億円（譲渡益（ウ）20億円×80%）
イ 帳簿価額 △40億円（土地Bの簿価） オ 所得金額 四億円（ウ-エ）
ウ 譲渡益 20億円（ア-イ）
4. 土地Aの帳簿価額
= 14億円（購入価額30億円-土地B圧縮損16億円）

○億円で購入し、一〇年以内で別に保有している土地（帳簿価格四〇億円）を六〇億円で売却した場合、その譲渡益二〇億円の八〇％を繰り延べできる。

結果的に一六億円の圧縮損が発生し、平成二一年に購入した土地の帳簿価額が一四億円に圧縮記帳される。

住宅・自動車税制

ただし、課税の繰り延べがなされるもので免除ではない。

■住宅ローン控除の拡充

住宅ローン減税の適用期限を五年間延長。最大控除可能額を一般住宅では現行の一六〇万円から五〇〇万円に引き上げ、「長期優良住宅」の場合は六〇〇万円となった。

「長期優良住宅」については、一〇年間で最高六〇〇万円の税額を所得税・住民税から控除する。優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定に該当する家屋をいう。対象となるのは、平成二一年から平成二五年までに住宅に入居する人で、マンション購入も対象となる。

■住宅改修税制

自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や、省エネおよびバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設した。省エネ改修工事を行った場合、二〇万円を限度として所得税から控除する（太陽光発電装置を設置する場合は三〇万円）。耐震改修工事に係る所

得税額の特別控除も五年間延長された。

■自動車税の軽減

自動車を買った時や車検時の税金が軽くなる。低公害車（ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車など）は、自動車取得税と重量税について、燃費などに応じて通常かかる税金のうち、五〇〜一〇〇％を三年間に限って軽減される。例えば、二〇〇万円のハイブリッド車（一・三トン）を購入した場合、合計で一五万円前後の税金がゼロとなる。

金融・証券税制

■上場株式等の譲渡益課税・配当課税

今回の改正で、平成二一年から二三年までの三年間は、引き続きすべての譲渡益に対して一〇％の軽減税率が適用されることとなった。

これまでの経過は、平成二〇年末までは、上場株式等の譲渡益に対する税率は、一〇％の軽減税率が適用されていたが、平成二〇年度改正で二一年以降は二〇％に戻され、五〇〇万円以下の譲渡益については、引き続き一〇％の軽減

税率が適用されることとされた。しかし、今回の金融危機の対処から、昨年度の改正が撤回された。配当所得課税についても、今回の改正で引き続き一〇％の軽減税率が適用されることとなった。

■少額の上場株式等投資の非課税措置

少額の上場株式等投資のための非課税措置が創設された。満二〇歳以上の個人が、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設し、五年間の各年にわたり、毎年その非課税口座に取得価格一〇〇万円までの上場株式等を積み立てた場合には、その口座を開設した年から一〇年以内にならずに譲渡益、および配当所得に対しては、所得税や住民税を課税しないこととなった。貯蓄から投資への流れを促進するのがねらい。

